破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３８９号

北九州市小倉南区南方５丁目６番43号
債務者　篠原　　圭
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１０号

北九州市小倉北区下到津５丁目９番33―402号
債務者　木原　洋一
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　破産債権の届出期間　平成28年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４２号

香川県高松市太田下町1653番地10
債務者　田井　正信
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　破産債権の届出期間　平成28年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３２号

奈良県橿原市新口町118番地の７　シティスペース新ノ口304号
債務者　城山　幸雄
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５３号

福岡県直方市大字植木978番地１
債務者　松尾　和久
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３７８号

神奈川県秦野市羽根112番地の１　カサグランデＢ　102号
債務者　村上　　博
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山梨　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８１号

神奈川県小田原市中村原186番地の２　ダイアパレス西湘橘709
債務者　中西　貴志
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　服子
4　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０９号

茨城県水戸市元吉田町1860番地の４
債務者　冨永　正明
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成28年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２１号

青森市栄町１丁目１番14号
債務者　奥口　雅子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　史晴
4　破産債権の届出期間　平成28年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８３号

神奈川県中郡大磯町大磯1121番地
債務者　中村　雅一
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成28年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１７号

神奈川県秦野市渋沢2447番地
債務者　諸星　元治
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成28年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１８号

神奈川県秦野市渋沢2447番地
債務者　諸星フミ子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成28年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１９号

神奈川県秦野市渋沢1407番地の１　コンテント　205号、前住所神奈川県秦野市渋沢2447番地
債務者　諸星　恵造
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成28年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１８号

大阪府南河内郡河南町大字上河内482番１号、住民票上の住所堺市美原区阿弥303番地１
債務者　北野　善司
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　破産債権の届出期間　平成28年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係